

平成29年10月23日

各報道機関各位

子育て支援課長

平成29年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰について

標記の件につきまして、次のとおり募集しますので、取材及び報道方よろしくお願いたします。

1 表彰の目的

明るく住みよい社会の創造のために活動している青少年とその団体、及び青少年の健全やかな成長を願い多年にわたり活躍されている育成指導者とその団体、並びに社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業を顕彰することにより、その功績を讃えるとともに、青少年健全育成活動の重要性を広く市民に喚起することを目的として表彰を行います。

2 関係書類

- (1) 旭川市青少年健全育成成功績者表彰要綱
- (2) 平成29年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰実施要領
- (3) 平成29年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰企業募集要項
- (4) 平成28年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰顕彰者概略

3 募集期間

平成29年11月1日（水）～平成29年12月29日（金）

4 表彰式（予定）

- (1) 日時 平成30年3月24日（土） 午後3時
- (2) 場所 旭川市ときわ市民ホール4階多目的ホール

（問合せ）

旭川市子育て支援部子育て支援課
青少年係 原口
電話 25-9847

旭川市青少年健全育成功績者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明るく住みよい社会の創造のために活動している青少年とその団体、及び青少年の健やかな成長を願い多年にわたり活躍されている育成指導者とその団体、並びに社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業を顕彰することにより、その功績を讃えると共に、青少年健全育成活動の重要性を広く市民に喚起することを目的とする表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の根拠)

第2条 旭川市表彰事務取扱規則第3条第1項第3号、旭川市表彰事務取扱基準第2条第3項第2号及び同条第7項に基づく表彰とする。

(賞の名称)

第3条 この要綱による表彰の名称は、旭川市青少年健全育成功績者表彰とする。

(対象者)

第4条 表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人の部

ア 青少年の部

市内に居住又は通学若しくは通勤し、子ども会活動、奉仕活動、非行防止活動、まちづくり活動など明るく住みよい社会の創造に3年以上にわたり貢献し、他の模範とされる者であること。

イ 育成指導者の部

市内に居住し、育成指導者として10年以上にわたり青少年の育成・指導に従事し、その功績が顕著で他の模範とされる者であること。

(2) 団体の部

ア 青少年団体の部

市内を拠点として活動し、子ども会活動、奉仕活動、非行防止活動、まちづくりなど明るく住みよい社会の創造のために、5年以上継続しその活動を活発に進めている団体であること。

イ 育成団体の部

市内を拠点として活動し、青少年の健全育成の目的・基本理念を良く理解するとと

もに、青少年が自主的に活動できるように側面から助けるなど青少年の育成指導を10年以上にわたり継続して活動し、その功績が顕著で他の模範とされる団体であること。

(3) 企業の部

市内に本社，支店，事業所等を置き，社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業であること。

(候補の選定)

第5条 個人の部及び団体の部の候補の選定は推薦によるものとし，企業の部の候補の選定は応募によるものとする。

(選考及び決定)

第6条 表彰は，推薦又は応募があったものの中から，旭川市子ども・子育て審議会青少年施策に関する専門部会の委員により審査選考し，市長が決定する。

(表彰の実施)

第7条 表彰は，毎年1回，表彰状を授与しこれを行う。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は，旭川市子育て支援部子育て支援課青少年係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

平成29年度 旭川市青少年健全育成功績者表彰実施要領

1 目的

この要領は、旭川市青少年健全育成功績者表彰要綱第9条の規定に基づき、平成29年度の募集、選考及び表彰について、必要事項を定めることを目的とする。

2 募集期間

平成29年11月1日（水）～平成29年12月29日（金）

3 推薦及び応募方法

(1) 個人及び団体の部

ア 推薦者

表彰候補者の推薦は、地区市民委員会、学校、警察関係をはじめとした青少年の健全育成団体とする。

イ 推薦書

別紙推薦書（様式1～3）により推薦する。記載にあたっては次の点に留意する。

(ア) 平成30年3月31日現在の内容で記入すること。

(イ) 楷書で記入し、必要事項の全てを記入すること。

(ウ) 表彰候補者には、スポーツ振興、文化振興団体を含まないこと。

(エ) 個人の部の育成指導者の部及び団体の部の育成団体の部の表彰候補者には、少年補導員及び少年補導に専従する団体を含まないこと。

(オ) 推薦は、原則、各部門2件までとし、序列をつけて提出すること。

(2) 企業の部

募集要項等の詳細は別途定める。

4 募集の方法

子育て支援課青少年係へ持参又は郵送する。

5 応募先（問合わせ先）

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階

旭川市子育て支援部子育て支援課青少年係（担当 原口）

電話 25-9847

6 選考の方法と表彰数

(1) 選考の方法

書類による選考

(2) 表彰数

企業の部の表彰数は原則として1企業とする。

7 表彰

(1) 表彰の決定通知は、推薦者及び応募企業に対し行う。

(2) 表彰は、平成30年3月24日(土)(予定)旭川市青少年健全育成成功績者表彰式において行う。

(3) 受賞者氏名及び受賞企業名並びに事績は新聞社等の報道機関に発表し報道を依頼する。

8 その他

(1) 提出資料等は返却しない。

(2) 審査に関する問合せには応じない。

平成29年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰 企業表彰募集要項

1 目的

この要項は、旭川市青少年健全育成成功績者表彰要綱第9条の規定に基づき、平成29年度の企業の部の表彰の応募及び募集について必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募期間

平成29年11月1日（水）～平成29年12月29日（金）

3 応募方法

(1) 応募対象

次のア～ウを全て満たす青少年の体験活動

ア 市内に本社、支店、事業所等を置く企業（営利を目的として経済活動を継続して実施する法人格を有した組織）が、社会貢献活動として主催した体験活動（企業が本来業務として実施する営利活動は対象外とする。）

イ 平成28年12月1日から平成29年11月30日までに旭川市内で実施した体験活動

ウ 参加する青少年（おおむね18歳以下の者又はそれらを含む親子）を公募して実施した体験活動

参考 『「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職業体験活動、インターンシップである。』

（中央教育審議会答申「今後の青少年の体験の推進について」（平成25年1月）より）

(2) 応募提出書類

ア 別紙応募様式により応募する。記載にあたっては次の点に留意する。

（ア）平成30年3月31日現在の内容で記入すること。

（イ）楷書で記入し、必要事項の全てを記入すること。

（ウ）ホームページから様式をダウンロードすること。

イ その他実践内容等がわかる資料

4 募集の方法

子育て支援課青少年係へ持参又は郵送する。

5 応募先（問合せ先）

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階

旭川市子育て支援部子育て支援課青少年係（担当 原口）

電話 25-9847

6 その他

（1）提出資料，写真等は返却しない。

（2）審査に関する問合せには応じない。

平成28年度 旭川市青少年健全育成成功績者表彰顕彰者概略

個人の部

年度	部門	年齢	主な活動歴
H28	青少年の部	17	平成20年に忠和地区連合子ども会及び旭川市連合子ども会に加入し、同地区連合子ども会の事業の際には、シニアリーダーの中核として能力を発揮している。旭川市連合子ども会の運営についても、自らの経験や知識を生かして積極的に取り組み、後輩リーダーたちから「優しいお姉さん役」として慕われる存在である。子ども会活動での躍進が大いに期待でき、各子ども会に貢献した功績は、他の模範となるものである。
H28	青少年の部	17	平成21年に旭川市連合子ども会に入会し、平成23年から役員を務め知識と経験を積み、学んだ知識を他の会員に伝えるだけではなく、平成25年度には、神居中央地区連合子ども会を立ち上げ、重要なメンバーの一人として活躍している。旭川市連合子ども会の行事の企画・運営にも熱心に取り組み、後輩たちの信頼も厚く、リーダーとして頼りにできる存在であり、今後も更なる活躍が期待される。
H28	青少年の部	17	平成24年に旭川市連合子ども会に入会し、子ども会の行事の企画・運営に積極的に携わっている。また、北海道子ども会育成連合会の研修会に数多く参加して、学んだ知識や経験を後輩などに伝え、地域力の向上に大いに貢献している。平成25年度には、神居中央地区連合子ども会を立ち上げ、重要なメンバーの一人として活躍している。他のリーダーの先頭に立ち活動する姿に、後輩たちの信頼も厚く、今後も地域の指導者として一層の活躍が期待される。
H28	育成指導者の部	49	平成12年より東光千代田二町内会の青少年育成部幹事、平成16年より青少年育成部副部長として子供お神輿の企画・運営に10年間携わり、この後継事業である会員交流会の子供ゲーム大会の計画から実施までを行い、青少年の健全育成に積極的に貢献している。また、夏休みに行うラジオ体操やお泊り会にも積極的に参加し、子供たちにルールを守ることの大切さについて指導をしている。今後も地域の活動の発展をさせていく人材として大いに期待されている。
H28	育成指導者の部	52	平成18年より春光台地区青少年育成部の活動を開始し、多忙な勤務にもかかわらず、体験学習、春光台まつり、キャンドルの夕べなど各種行事の企画・運営・実践に率先して携わり、子供たちや青少年育成部役員からの信頼が厚い。日頃から子供たちの健やかな成長を願い、規律や礼儀を重視しながら指導する姿は他の模範となっている。温厚で活発な人柄で、地域の活動を発展させていく人材として欠かせない存在であり、今後も地区青少年育成部及び子ども会での活躍が大いに期待されている。
H28	育成指導者の部	47	平成18年より高野地区西町内会の青少年育成部役員としての活動を開始し、高野夏まつり親子樽みこし、七夕花火大会など各種行事の企画において若く斬新なアイデアを出しながら、運営及び実践に携わり、地域の子供たちから慕われている。また、愛のパトロール、ラジオ体操の指導にも積極的に参加し、青少年の指導育成に力を注いでいる。温厚で強い責任感があるその人柄は、今後も地区の市民委員会・町内会の発展に欠かせない人材である。
H28	育成指導者の部	60	平成12年より東光千代田二町内会の青少年育成部幹事、平成16年より青少年育成部副部長として子供お神輿の企画・運営に10年間携わり、この後継事業である会員交流会の子供ゲーム大会の計画から実施までを行い、青少年の健全育成に積極的に貢献している。また、夏休みに行うラジオ体操やお泊り会にも積極的に参加し、子供たちと大人が触れ合う環境づくりに尽力している。今後も地域の活動を発展させていく人材として大いに期待されている。
H28	育成指導者の部	41	平成17年よりサンビレッジ東町内会青少年育成部長及び神居東地区青少年育成部役員として、夏まつりやバス研修、もちつき交流会、クリスマスパーティなど各種行事の企画・運営に積極的に携わっている。また、地区市民委員会やPTAと連携を図りながら交通安全運動などに尽力するなど、安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。温厚な人柄で、今後も地域の活動を発展させていく人材として大いに期待されている。
H28	育成指導者の部	64	平成16年より大町春光町内会青少年育成部役員として、青少年健全育成活動を推進し、他の指導者と協調融和を図りながら精力的に各種行事の企画・運営に携わっている。また、大運動会では、世代間の交流を主眼として子供から高齢者まで楽しめる企画を立案し、参加者及び他の指導者から好評を得ている。温厚誠実な人柄で、他の指導者からの人望も厚く、今後も地区の青少年育成活動の発展に欠かせない人材として大いに期待されている。